

J A教育ローン（全国保証(株)保証）

（平成26年 4月 1日現在）

商品名	J A教育ローン（全国保証(株)保証）											
ご利用 いただける方	<p>○当 J A の営業地区に居住または勤務している個人の方</p> <p>○次に該当する学校に就学する子弟をもつ保護者または自らが就学する方。 （予備校・高等専門学校・専修学校・短期大学・大学、大学院）</p> <p>○次の取扱年齢に該当する方。</p> <table border="1" data-bbox="512 488 1406 629"> <thead> <tr> <th>融資形態</th> <th>申込時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当座貸越</td> <td>満 20 歳以上満 60 歳未満</td> <td>満 65 歳未満</td> </tr> <tr> <td>証書貸付</td> <td>満 65 歳未満</td> <td>満 75 歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一事業所または勤務先に 3 年以上勤務されている方。事業主は営業開始後 3 年以上の方。</p> <p>○安定した継続収入があり、年収 100 万円以上の方</p> <p>*給与所得者の方は前年度（1 年分）の税込年収にて判断します。（歩合給が 1/2 以上の場合は 2 年分、法人経営者については直近 3 年分にて判断します。）</p> <p>*確定申告者の方は直近 3 年間の年間所得にて判断します。</p> <p>*申込者本人・同居する配偶者のいずれか少ない金額の 1/2 を限度として、1 名に限り申込者本人の所得に収入合算することが可能です。</p> <p>○無担保借入残高（住宅ローン・保険ローン除く、本件およびその他の極度融資を含む）が、申込時の年間所得の範囲以内である方。</p> <p>*極度融資は貸越利用残高の有無に関わらず、その極度額（本件を含む）を全額算入する。</p> <p>○事業性資金を除く全ての債務の年間返済額が、申込時の年間所得の範囲内であり、年間返済比率 40%以内の方。</p> <p>○申込時点のキャッシング（カードローン含む）利用残高が年収の 5%以内である方。</p> <p>○全国保証(株)の保証を受けられる方。</p> <p>○証書貸付型については、団体信用生命保険に加入できる方。</p>			融資形態	申込時年齢	完済時年齢	当座貸越	満 20 歳以上満 60 歳未満	満 65 歳未満	証書貸付	満 65 歳未満	満 75 歳未満
融資形態	申込時年齢	完済時年齢										
当座貸越	満 20 歳以上満 60 歳未満	満 65 歳未満										
証書貸付	満 65 歳未満	満 75 歳未満										
資金使途	<p>○交通費・宿泊費・受験料などの受験のための費用（上限 100 万円）。</p> <p>○入学金・学校債・受験料などの学校納付金</p> <p>○短期留学費用（学校指定のもの）、仕送り金（生活費・教材費・書籍代・部活動費用・研修費用・通学定期代・下宿代）などの在学中に必要となる費用。</p> <p>*毎月上限 10 万円まで（国内にある指定口座へ振込みが条件）</p> <p>○引越・家電製品購入費用（入学時に限定）</p>											
借入金額	<p>1 世帯 1 債務者で、金額 300 万円以内。ただし、資金使途の範囲内であり、本件を含む累積債務残高が 6,000 万円以内であることが条件となります。当座貸越型は極度額 10 万円単位、証書貸付型が申込金額 1 万円単位となります（端数切上可）。</p>											
借入期間	<p>融資形式により次表のとおり取扱基準が異なります。</p> <table border="1" data-bbox="488 1494 1382 1594"> <thead> <tr> <th>融資形態</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当座貸越</td> <td>就学期間+6 か月（ただし就学期間終了+3 ヶ月）以内</td> </tr> <tr> <td>証書貸付</td> <td>当座貸越期間終了後 10 年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>*申込段階では就学期間が不確定な場合（「受験のための費用」）、返済期間は当座貸越 1 年を限度とします。</p> <p>*当座貸越期間終了後、最長 10 年間の証書貸付へ切り替えます。</p> <p>*対象子弟が複数名いる場合、就学期間の長い子弟を対象とします。</p>			融資形態	返済期間	当座貸越	就学期間+6 か月（ただし就学期間終了+3 ヶ月）以内	証書貸付	当座貸越期間終了後 10 年以内			
融資形態	返済期間											
当座貸越	就学期間+6 か月（ただし就学期間終了+3 ヶ月）以内											
証書貸付	当座貸越期間終了後 10 年以内											
借入利率	<p>○つぎのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率は、当 J A のパーソナルプライムレートを基準金利として、変更の都度、見直しを行います。</p> <p>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>											

返済方法	融資形式により次表のとおり取扱基準が異なります。	
	融資形式	返済方法
	当座貸越	<p>随時返済方式（ただし、毎月利払い）</p> <p>*利払いについては返済用口座より毎月引き落とします。</p> <p>*貸越契約を解約するときは、貸越残高および未収利息金の一括返済となります。</p>
証書貸付（切替後）	<p>元利均等または、元金均等返済とし、毎月均等返済方式、特定月増額返済方式（お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>*返済日は毎月当JAが指定する任意の日となります。</p>	
担保	担保は不要です。	
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（全国保証㈱）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要ですが、次の場合には保証委託契約において連帯保証人として扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収入合算を行った場合。 2. 当JA規定により当座貸越契約・金銭消費貸借契約において連帯保証人とする場合 3. 当座貸越から証書貸付へ切替え時、保証会社の審査により連帯保証人を徴求する場合。 	
保証料	<p>融資形式により次の通りとなります。</p> <p>○当座貸越 1.32%</p> <p>○証書貸付 1.20%(通常保証料) 0.96%(優遇保証料)</p> <p>また、次の優遇基準を全て満たす場合は優遇保証料が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当JAで全国保証付住宅ローン利用し、返済実績が1年以上あり、直近1年間延滞（日数延滞を含む）のない方。 2. 当座貸越型から証書貸付型へ切替える場合は、当座貸越期間中に直近1年間延滞（日数延滞を含む）のないこと、また、切替時点で団体信用生命保険ができる方。 	
団体信用生命共済	<p>○証書貸付へ切替時に、団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>当座貸越から証書貸付への切替時に、告知事項があり生命保険会社にて加入を謝絶した場合は、不加入の扱いとなります。その場合、法定相続人を連帯保証人とし、証書貸付へ切替する場合があります。</p>	
手数料	<p>○当座貸越から証書貸付への切替時に、全国保証㈱に対し1件あたり10,500円の事務取扱手数料（消費税含む）が必要です。</p> <p>ただし、次の優遇基準を全て満たす場合は事務手数料が免除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当JAで全国保証付住宅ローン利用し、返済実績が1年以上あり、直近1年間延滞（日数延滞を含む）のない方。 2. 当座貸越期間中に直近1年間延滞（日数延滞を含む）のないこと。 3. 団体信用生命保険に加入できること 	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融部信用課（電話：025-765-3122）にお申出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所（電話：025-224-3100）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当JA金融部または新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p>	

	<p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記新潟県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 津南町